

鳥取市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市規則第18号

### 鳥取市会計規則の一部を改正する規則

鳥取市会計規則（昭和39年鳥取市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第12条の2第2項第2号中「令第158条第1項又は第158の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項」に改める。

第23条第4項中「令第158条第1項及び令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、「、第26条及び第65条」を削る。

第23条の2第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「法」に改める。

第24条第1項中「もので、支払地が本市の区域内のもの」を「もの」に改め、同項ただし書を削る。

第88条の2第1項中「令第158条第1項又は第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、「ときは」の次に「、次に掲げる要件を満たすことを確認し」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 公金の徴収又は収納の事務の委託に関し、十分な実績を有すること。
- (2) 事業規模が委託する徴収又は収納の事務を遂行するため十分であると認められ、かつ、安定的な経営基盤を有すること。
- (3) 徴収又は収納に関する記録を電子計算機により管理し、その電磁記録を提供す

ることができること。

- (4) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な管理体制を有すること。

第88条の2に次の2項を加える。

7 法第243条の2の5第1項の市長が定める歳入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (2) 分担金
- (3) 負担金
- (4) 不動産売払代金
- (5) 過料
- (6) 損害賠償金（第8号に掲げる遅延損害金を除く。）
- (7) 不当利得による返還金
- (8) 第2号、第3号及び第5号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第4号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金

8 法第243条の2の5第2項の市長が定める方法は、第20条に規定するところによる。

第88条の3から第88条の5までを次のように改める。

第88条の3から第88条の5まで 削除

第88条の6第1項中「令第165条の3」を「法第243条の2第1項」に改める。

様式第10号の2中「第12条の2の5」を「第12条の2の12」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の鳥取市会計規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委託した委託収納者について適用し、施行日前までに委託した委託収納者については、なお従前の例による。
- 3 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定に基づき従前の公金事務を行うものについては、当該従前の公金事務を行う間については、なお従前の例による。